

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会地域福祉事業補助金交付要綱

(平成18年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が実施する地域福祉事業に対し補助金を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要事項について定める。

(補助対象事業)

第2条 市は、社会福祉協議会が実施する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に定める地域福祉を推進するための事業（以下「補助事業」という。）に対し補助金を交付するものとする。ただし、補助事業のうち業務委託により実施する事業は除くものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
1 地域福祉事業を推進するため社会福祉協議会の運営に要する経費 2 地域福祉を目的とする事業の企画及び実施に要する経費 3 地域福祉に関する活動への住民の参加のための普及、啓発及び調整に要する経費	地域福祉事業を実施するための福祉活動専門員設置等に要する経費と社会福祉協議会が積算した地域福祉事業予算額（業務委託事業を除く。）を比較して低い方の額。ただし、予算に定める額の範囲内とする。

(実施報告)

第4条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して50日を経過した日までに規則第11条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(返還)

第5条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成22年3月31日決裁)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉法人各務原市社会福祉協議会事業補助金交付要綱の規定は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成24年3月30日決裁)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の社会福祉法人各務原市社会福祉協議会地域福祉事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。